

「県内・県外事業者用」

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書（栃木県立さくら清修高等学校）

1 貸付場所及び貸付面積

物件 番号	財産名	所在地	位置図	貸付面積	台数
4	渡り廊下の一部（屋内）	さくら市氏家2807	位置図④	1.98㎡ (W1.80m×D1.10m)	1台
5	渡り廊下の一部（屋内）	さくら市氏家2807	位置図⑤	1.98㎡ (W1.80m×D1.10m)	1台

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ①大きさ 上記1に記載されている容積以内とする。
- ②デザイン（外観色を含む。） 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

- ①省エネ 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
- ②ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

- ①転倒防止 「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
- ②食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

- ①回収ボックスの設置 原則として、自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。
- ②回収ボックスの規格
 - ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他 収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③使用済み容器の処理容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者は、販売する商品の種類について、学校長の指示に従うとともに、変更が生じる場合は事前に学校長に連絡し、その指示に従う。また、設置者は学校長の求めに応じ、その他必要事項に随時報告するものとする。

③設置者は、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

④設置者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類を除く飲料等とする。

(2) 価格 生徒への販売を目的としているため、生徒の経済的負担を軽減し、標準販売価格（定価）から20円以上減じた金額とする。

（例）標準販売価格120円のものは、100円以下、150円のものは130円以下とする。

5 貸付料

落札価格とする。

6 電気料

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、栃木県が定めた行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取扱いの規定を準用して計算した額とする。ただし、メーターを設置しない場合にあつては、自動販売機の定格消費電力に基づき、栃木県が定めた行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取扱いの規定を準用して計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。なお、貸

付財産を公用又は公共用に供するために必要とする場合の自動販売機の仮設や移設を行う場合も同様とする。

- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する場合にあっては、その設置及び撤去費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては学校長の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、県有財産返還届を提出し、原状に回復して学校長の確認を受けなければならない。

10 自動販売機に伴う事故

学校長の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

1.1 商品等の盗難及び破損

- (1) 学校長の責に帰することが明らかな場合を除き、学校長はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。